

倉吉市木造住宅耐震診断事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の所有者が木造住宅の耐震診断を実施するに当たり、市が耐震診断を行うことにより、木造住宅の耐震化の促進を図り、もって地震に強いまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の建築物のうち一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ床面積に2分の1を乗じて得た面積未満のものをいう。）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法により木造住宅の耐震性を判定することをいう。
- (3) 診断士 次に掲げる要件をすべて満たす者をいう。
 - ア 木造住宅の耐震診断、耐震改修を行うための設計若しくは工事監理又は耐震改修に関する業務（以下この号において「耐震化業務」という。）を行う上で必要な一定以上の知識を有する建築士であること。
 - イ 耐震化業務を適切に行うことができる建築士事務所であって市内に事業所又は営業所を置くものに属すること。

(事業対象木造住宅)

第3条 倉吉市木造住宅耐震診断事業（以下「事業」という。）の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当する木造住宅とする。

- (1) 木造在来軸組構法、伝統的工法又は枠組壁構法で建築されていること。
 - (2) 1棟につき延べ床面積が220平方メートル以内で、階数が2階以下であること。
 - (3) 平成12年5月31日以前に建築工事に着工されたもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行の日以後に倉吉都市計画区域内において着工されたもののうち、建築確認を得ていないものを除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、倉吉市震災に強いまちづくり促進事業により既に耐震診断を実施した木造住宅は、事業の対象外とする。

(事業内容)

第4条 市長は、前条に規定する事業対象木造住宅の所有者が耐震診断を希望するときは、当該事業対象木造住宅の耐震診断を実施する。

- 2 市長は、耐震診断を実施するに当たり診断士を派遣するものとする。
- 3 前項の規定による診断士の派遣に要する費用は、市が負担する。

(申請手続)

第5条 前条第1項の規定による耐震診断を申請しようとする木造住宅の所有者（以下「申請者」という。）は、倉吉市木造住宅耐震診断申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(耐震診断の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、耐震診断実施の

可否を決定し、及び第4条第2項の規定により派遣する診断士を決定したときは、当該決定の内容及び診断士の所属、氏名等を倉吉市木造住宅耐震診断決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該診断士の派遣について条件を付することができる。

2 市長は、前条の申請書の内容に変更が生じたと認めるときは、倉吉市木造住宅耐震診断決定通知書の内容を変更することができる。

（耐震診断の中止等）

第7条 前条第1項の規定により耐震診断の決定を受けた者は、当該耐震診断を中止し、又は取り止めるときは、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

（耐震診断の決定の取消し）

第8条 市長は、耐震診断の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断の決定を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他の不正な行為により耐震診断の決定を受けたとき。

（2）その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（耐震診断費用の返還）

第9条 市長は、第7条の規定により耐震診断を中止し、若しくは取り止めた場合又は前条の規定により耐震診断の決定を取り消した場合において、当該決定に係る耐震診断を既に実施しているときは、期限を定めて、当該耐震診断に要した費用に相当する額の支払いを命じることができる。

（耐震診断結果の報告）

第10条 第4条第2項の規定により派遣された診断士は、耐震診断を完了したときは、速やかに、当該耐震診断の結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、診断士から前項の規定による報告があったときは、当該報告の内容を確認した上で、申請者に倉吉市木造住宅耐震診断結果報告書（様式第4号）により耐震診断の結果を報告しなければならない。

（耐震化に関する指導）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定による報告に基づき、申請者に対して木造住宅の耐震性の向上を図るよう必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（業務委託）

第12条 市長は、事業に係る業務の一部を当該業務を適切に実施することができると思われる団体に委託することができる。

（委任）

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成21年倉吉市告示第149号）

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成23年10月6日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の倉吉市木造住宅耐震診断事業実施要綱第6条第1項の規定によりなされた耐震診断の決定は、この告示による改正後の倉吉市木造住宅耐

震診断事業実施要綱第6条第1項の規定によりなされた耐震診断の決定とみなす。

附 則

この告示は、平成25年11月29日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所
氏名

印

倉吉市木造住宅耐震診断申請書

次のとおり耐震診断を申請したいので、倉吉市木造住宅耐震診断事業実施要綱第5条の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 対象建築物

建築物所在地	
建築物所有者	住所 氏名 電話番号
建築物種別	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（住宅部分以外の用途： ）
構造方法	木造（ <input type="checkbox"/> 在来軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組壁構法 <input type="checkbox"/> 伝統的工法）
建築時期	年 月頃
延べ床面積	m ² （併用住宅の場合、住宅部分の延べ床面積： m ² ）
階数	地上 階 地下 階
設計図書の有無	<input type="checkbox"/> 有（確認通知書、平面図、その他（ ）） <input type="checkbox"/> 無
添付書類	①付近見取図 ②建築物の建築時期が分かる書類 ③建築物の所有者であることがわかる書類

2 備考（増築等がある場合は、その時期、構造方法、増築部分床面積を記入）

年 月 日

様

倉吉市長

印

倉吉市木造住宅耐震診断決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震診断について、倉吉市木造住宅耐震診断事業実施要綱第6条第1項の規定により次のとおり決定したので、同項の規定により通知します。

記

1 申請内容 申請書のとおり

2 耐震診断決定内容

耐震診断をすることに決定しました。

後日、耐震診断（現地調査）を行いますので、日程調整をお願いします。なお、当日は立会いをお願いします。

耐震診断をしないことに決定しました。

耐震診断をしない理由

（ ）

3 担当診断士

所属事務所	事務所名
	住所
	電話番号
氏名	

(第2面)

申請者		診断士	
住所		登録番号	
氏名		氏名	

耐震診断 総合評価

【地盤・地形・基礎】

地盤	対策	記入	注意事項
良い			
普通			
悪い (埋立地、盛土、軟弱地盤)	表層の地盤改良を行っている		
	杭基礎である		
	特別な対策を行っていない		

地形	対策	記入	注意事項
平坦・普通	特別な対策を行っていない		
がけ地・急斜面	コンクリート擁壁		
	石積み		
	特別な対策を行っていない		

基礎	状態	記入	注意事項
鉄筋コンクリート基礎	健全		
	ひび割れが生じている		
無筋コンクリート基礎	健全		
	ひび割れが生じている		
玉石基礎	足固めあり		
	足固めなし		
その他 (ブロック基礎等)			

【上部構造評価】

階	方向	強さ P (kN)	配置などによる 低減係数 E	劣化度 D	建物保有耐力 $P_d = P \times E \times D$	必要耐力 Q_r (kN)	上部構造評点 P_d / Q_r
2	X						
	Y						
1	X						
	Y						

上部構造評点	上部構造評点区分	判定
	1.5以上	倒壊しない
	1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
	0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
	0.7未満	倒壊する可能性が高い